



# 一般社団法人芦別青年会議所 2026年度要覧



ASHIBETSU **JC**

## スローガン

好機心

～わくわくする未来への一歩、今踏み出そう～

# J C I C r e e d

## The Creed of Junior Chamber International

We Believe:

That faith in God gives meaning

And purpose to human life;

That the brotherhood of man

Transcends the sovereignty of nations;

That economic justice can best be won

by free men through free enterprise;

That government should be of laws

rather than of men;

That earth's great treasure lies in

Human personality ;and

That service to humanity is the best

work of life.

## J C I クリード (和訳)

我々はかく信じる：

真理は人生に意義と目的を与え

人類の同胞愛は国家による統治を超越し

公正な経済は我々の自由な経済活動によって果たされ

政府には人治ではなく法治が必要であり

人間の個性はこの世の至宝であり

人類への奉仕が人生最大の使命である

## J C I M i s s i o n

To provide leadership development  
opportunities that empower young people  
to create positive change

### J C I ミッション (意識)

青年会議所は、青年が社会により良い変化を  
もたらすためにリーダーシップの開発と  
成長の機会を提供する

## J C I V i s i o n

To be the foremost global network of  
young leaders

### J C I ヴィジョン (意識)

青年会議所が、若きリーダーの  
国際的ネットワークを先導する組織となる

## J C 宣言

日本の青年会議所は  
希望をもたらす変革の起点として  
輝く個性が調和する未来を描き  
社会の課題を解決することで  
持続可能な地域を創ることを誓う

### 綱領

我々 JAYCEE は 社会的・国家的・国際的な  
責任を自覚し 志を同じうする者、相集い、  
力を合わせ青年としての英知と勇気と情熱をもって  
明るい豊かな社会を築き上げよう

### 五つの問いかけ

1. 自らをきたえているか
1. ルールを守っているか
1. 真実をつらぬく勇気があるか
1. 友情を大切にしているか
1. 人のために尽しているか

## J C S O N G

### 1. J C J C J C

世界を結ぶ 若い団結  
新しき世紀の 希望となりて  
永遠に繁栄えん 我等の集い

### 2. J C J C J C

奉仕の理想 探究めつつ  
祖国の進歩の 力となりて  
先駆けゆかん 我等の集い

## 若い我ら

### 1. 若い我等が 手を取り合って

進む行手の 青い空に  
輝く J C 明るい希望  
足なみそろえて 行こうじゃないか

### 2. 世界を結ぶ 若さの力

互に尽す 楽しさこそ  
J C の理想だ 新しい日だ  
足なみそろえて 行こうじゃないか

### 3. 若い我等の 心を集め

つくる集いに 未来をかけて  
J C の仲間は 皆信じあう  
足なみそろえて 行こうじゃないか

## 明日のために

1. 若さと若さが 手を結び  
明日にいつも 向うのだ  
豊かな未来 めざしつつ  
日本の道を 創ろうよ  
※行こう JAYCEE 明日のために

2. 心と心を つなぎ合い  
大きな虹を かけるのだ  
生きてることの 喜びを  
すべての人に 投げかけて  
※行こう JAYCEE 明日のために

3. 命と命が 満ちあふれ  
光となって 燃えるのだ  
世界の窓に いつの日も  
希望の夢は はばたくよ  
※行こう JAYCEE 明日のために

スローガン

好機心

～わくわくする未来への一歩、今踏み出そう～

【はじめに】

一般社団法人芦別青年会議所が全国 65 番目の青年会議所として認証を受けた 1955 年当時、芦別市では基幹産業であった石炭採掘が最盛期を迎え、直近 10 年で人口が 3 倍近くに増加するなどまさに「いけいけ」な状態でした。しかし、いくら最盛期といえども産炭地域の地方都市である芦別にこんなにも早く JC 運動が始まったのは、先人たちの「芦別をよりよくしたい」という強い想いがあったからだとは私は考えます。故郷芦別の良さを自分たちだけで享受するのではなく、少しでも良い形で次の世代に繋いでいきたいというその想いは、昭和・平成そして令和と時代が移りゆく中で、その時々々の社会に合わせて運動の形を変化させながら今日まで紡がれてきました。今の芦別 JC という組織は、そうした先輩諸賢の想いが集積し形になったものだと私は感じています。

『なんとなくからの脱却』

なんとなく故郷・芦別を離れたかった 18 歳の時の自分。そして、実際に離れて初めて自身の芦別への想いに気づきました。とは言ってもその想いは具体的でも言語化できる訳でもなく、ただなんとなく好きだなというものでした。その故郷に 27 歳の時に戻り、28 歳の時に芦別 JC に入会して故郷の見方が変わりました。なんとなく受け入れていた日常や地域に対して好奇心を持って深掘りする機会を得たのが JC です。そのことで自分の中のなんとなくの気持ちが少しはっきりと輪郭を表すようになりました。自分の故郷を同世代はもちろん、子どもたちにとっても誇れる場所に、帰ってこられる場所にしたい。まだまだ解像度は低いですが JC を通して少しずつ、なんとなくの考えから抜け出せるようになってきました。

芦別の未来を考えたときに、一人ひとりの「なんとなくからの脱却」が必要であると私は考えます。飛躍的な変化を遂げる現代社会を生きる人々は、自ら成長し続けることが求められています。個人が成長してその成長を自分の働いている会社へ、そして芦別という地域へ還元していく。人口減少率が全国的に見ても高い芦別において、個々人に求められる担いは今後一層大きくなってきます。そんな状況だからこそ前向きにチャレンジ精神を持って芦別の未来を見据えてさらなる歩みを進めてまいります。

### 【三方よしの組織運営】

芦別 JC は今年度過去最少の現役会員 8 名での期首を迎えることとなりました。芦別というまち自体が人口減少、特に生産年齢人口の構成比率の減少が顕著となる中で、20 歳から 40 歳までを対象とする青年会議所という組織にとって会員減少という現実を避けて通れないのかもしれませんが、ですが、まちの未来を考えた時にその現実をただやり過ごす訳にはいきません。青年会議所は「青年が社会により良い変化をもたらすためにリーダーシップの開発と成長の機会を提供する。」ことを使命とする組織であり、そうした青年世代の存在こそ、今の、そしてこれからの芦別には必要不可欠な存在となるからです。

そんな状況下での組織運営を考えた時に「三方よし」という言葉が頭に思い浮かびました。この言葉、江戸時代の近江商人の経営哲学のひとつとして広く知られ、現代でも多くの企業の経営理念の根幹となっています。

JC には「修練・奉仕・友情」という三信条という考えがありますが、その先にメンバーにとって学びや成長といった得るものが必要と考えます。社会人になっての学びとは、自ら取りに行かなければ得られないと思いますが、そうした環境の整備が求められます。

芦別 JC は関わってくださる全ての団体・個人にメリットを生み出す必要があります。自分本位な活動をしていると、やがて地域から見向きもされなくなります。自分たちが厳しい状況に置かれている今こそ、ステークホルダーとの関係性を大切にしていけることが求められます。

「明るい豊かな社会」の実現を目指す青年会議所にとって地域への還元は何より重要だと考えます。私の思う明るい豊かな社会は好奇心を持った大人が地域の中で新しいことに積極的に挑戦し、そんな姿を見た子どもたちが郷土に対して誇りを持つ社会です。そうした社会を創るため、芦別 JC の運動の成果が地域に反映されることが一層求められます。

芦別 JC はメンバー・ステークホルダー・地域のすべてにとって有意義である組織体に向かっていかなければなりません。もちろん今までも三方よしの組織ではありましたが、激動する現代社会の中で光り輝き続けるために、改めて各方面に利のある組織となることを常に意識しながら運動を展開していきます。

### 【共に進む仲間創り】

JC 運動をより洗練されたものとし、その効果を最大限発揮するためにはやはり多くの仲間の力が必要になります。しかしながら何年も会員拡大を最重要課題として取り組み続けて今の芦別 JC の会員数があります。もちろん、今年度も会員拡大は重要課題として継続して取り組みますが、会員という新しい仲間のみならず、共に運動を展開していく仲間(パートナー)創りがこれからの芦別 JC には必要になってくると私は考えます。近年積極的に取り組んでいる事業単位でのパートナー創りに加え、複数の事業に継続的に携わってもらえるパートナーを増やし芦別 JC の運動に直に触れてもらえる機会を創出することで共に未来への歩みを進める仲間を創っていきます。

共に進む仲間として、会員拡大や市内のパートナー創りが重要なのは言うまでもありませんが、そこに加えて近隣 LOM との交流や協働もより一層求められると私は考えます。元より関係性の深かった中空知 4LOM に加えて、一昨年開通した道道 135 号線によって新しい関係性を築きつつある富良野 JC や美唄 JC といった近隣 LOM との交流や連携の機会を増やすことは、我々芦別 JC が地域でより輝く可能性を高めると同時にメンバー 1 人ひとりの成長に寄与する機会を模索していきます。

### 【共感を得る広報】

ここまでで述べてきた組織運営に関しても、仲間創りに関しても芦別 JC の日々の取り組みを内部だけで共有するのではなく、メンバーの家族や勤務先、さらには先輩諸賢や市内外問わず芦別 JC を応援してくださっている全ての方へ継続的に伝えていく必要があります。特に昨今のデジタル時代において、重要性が増しているホームページの整備・更新や即時性の高い SNS 発信の活用は必須になっていると言えます。しかしながら芦別という地域特性を鑑みると、紙媒体を活用したアナログ的な広報も必要であり、どちらかではなく、その時々を対象を明確化しながら最適な方法での広報が必要となります。

莫大な情報量が常に動いている現代社会において、常に情報の鮮度を意識した発信が求められます。また、数多ある情報の中から芦別 JC の情報を「有益だ」と思ってもらえる工夫が必要になります。スピード感を持った受け手目線の広報を心がけることで芦別 JC の情報が一人でも多くの人に「本当の意味で」届くと私は考えます。

### 【明日の自分を創る人材育成】

“学は及ばざるが如くせよ。猶之を失わんことを恐れよ”

この言葉は論語に収められている孔子の言葉で、学問には終わりが無く継続的に求める気持ちが必要であると同時に、学んだことを失わないようにしなければならないという意味の言葉です。青年会議所は成長の機会を提供する団体として、メンバーの学びに寄与していく必要があります。

しかし、今日「学び」と一言に言っても 1960 年代のアメリカで発したダイバーシティという言葉がより広い意味を持ち、社会的地位を持ち始めた昨今、個々人が求める学びも当然多様化しています。そんな多様化する要求に応えていくには、芦別 JC 単独だけでなく市内外あらゆる機関と連携しながら、より多くの成長の機会を創出しなければなりません。但し、成長の機会がいくらあっても当人にその志が無いとその機会を手にすることはできません。全国の青年会議所の平均在籍年数が 4 年といわれる中、それ以上に在籍年数が短いメンバーで構成される現在の芦別 JC だからこそ、JAYCEE としての在り方を今一度共有する機会の創出を行っていきます。

### 【好奇心くすぐる地域活性】

芦別市は市面積の約 9 割を森林が占め豊富な自然資源を活かしたまちづくりをすべく 1984 年に「星の降る里」を宣言し、その 4 年後には当時の環境庁から「星空の街」と認定されました。そうした豊かな自然の恩恵を受けながら発展した農林業に加え、精密機器等の製造業が基幹産業として発達してきた一方、市内の商工業に目を向けると少子高齢化が進む中で、特に生産年齢人口の構成比率の減少以上に企業数の減少が進んでおり、地域経済をはじめとした地域社会の衰退を招く要因となっています。

そのような状況だからこそ、今一度市民がそして市外の方が芦別市に眠る資源に目を向ける機会の創出が必要です。芦別の人・企業・素材あらゆるものにスポットライトが当たるチャンスを作ることでまちの魅力がより輝き、それによって好奇心くすぐられる人が一人でも生まれる継続的な機会を構築していきます。

このことは芦別 JC が創立 70 周年を機に策定した中期ビジョン『「ひかれ！芦別」～誇れ！みんなで創る故郷～』のうち「魅かれまちづくりビジョン」に記載されている地域資源を活かした持続可能なまちの実現にも繋がります。芦別市内の人や企業といった魅力ある地域資源が地域の中で広く知れ渡ることによって地域内循環への一助となると同時に、市外へと発信されることが付随的に芦別という地域そのものを発信することに繋がっていきます。

### 【子どもたちの未来を拓く青少年育成】

私自身、冒頭述べたように芦別に対しての愛郷心が芽生えたのは地元を離れた後ではありましたが、平成 30 年に実施された「芦別市まちづくり高校生・専門学校生アンケート」を見ると 10 年間の間に芦別に対して住みやすいと感じている人の割合も定住したいと考える人の割合も低下しています。

大人同様、子どもの趣味も多様化する中で、一時の楽しさだけでなく 10 年後もその子の記憶に残る経験が出来る機会の創出が必要です。同時に、ただ記憶に残るだけでなくその経験が激動する現代社会を生き抜く芦別生まれの子どもたちの一助となるような事業の構築が、将来的な子どもたちの地域を想う心を育むことに繋がると私は考えます。

我々にとっては年に何日もある JC 活動の 1 日かもしれませんが、目の前の子どもにとっては特別な 1 日になるかもしれません。そうした子どもたちを想い、全力で向き合う気持ちが子どもたちの未来を拓く一つの機会にきつとなるはずです。

### 【スローガン】

好機心～わくわくする未来への一步、今踏み出そう～

今年度の運動を展開するうえで、メンバー一人ひとりに未来の自分や芦別への「わくわく感」を常に持って欲しいと思っています。何事にも前向きにチャレンジする人の周りには笑顔が広がって、そして共感の輪が広がると私は考えます。芦別というまちにそうした好循環が生まれることで、地域が好転していく。そんな起点にこの芦別 JC がなれると私は考えています。我々が好奇心を持ってチャレンジする姿を見た人にも「わくわく」して欲しい、未来への希望を持って欲しいと考えています。時には一步踏み出すのをためらうこともあるかもしれませんが、今年一年出会う全ての物事を未来への好機と捉えて、新しいことに好奇心を持ってチャレンジしていく、そんな気持ちを持ち続けて欲しいという思いからスローガンを「好機心」としました。

同時に、今この瞬間というのは未来への入り口であり、好機心を持って一步踏み出した先に新しい世界が待っている。今を生きる我々が勇気をもって進んだ先に明るい豊かな芦別が広がると思っています。そしてその未来をこれからの芦別を担う子どもたちに残していきたい。そんな思いを込めた副題を含めた「好機心～わくわくする未来への一步、今踏み出そう～」を今年度のスローガンに掲げました。

## 【結びに】

### “四十にして惑わず”

この言葉も、孔子の言葉の一節です。孔子が自身の人生を振り返った時に 40 歳になって迷うことがなくなったという意味なのですが、果たして自分自身はそうなれるのだろうかと考えました。40 歳で芦別 JC を卒業していく先輩たちの背中は大きくて堂々としていました。もちろん皆さん個々には色々な悩みや迷いを持っているのだろうけれど、それを感じさせない立ち振る舞いをしていました。その姿に憧れを抱くと同時に果たして自分がその立場になった時にできるのだろうかと不安になります。

自分にはない価値観の人に会わせてくれるチャンスがあるのが青年会議所での活動です。自分にはないものさしに好奇心を持って触れることで未来の可能性が広がると同時に成長することができます。そうして一歩ずつ成長することで四十にして惑わずとなれるのではないかと思っています。

そんな個人の成長を通して、芦別 JC という組織としてもさらに成長し愛する故郷に還元していくために、今年 1 年あらゆる機会を好機と捉え好奇心を持って取り組んでいくことで活気や明るさに溢れたまちとなり、老若男女問わず故郷に誇りを持てる、そんな芦別を創造していきます。

芦別青年会議所 2026 年度 事業計画	
青少年育成・総務担当 副理事長 秋場 大樹	
基本方針	好機心で未来への一步を仲間と拓く
設置背景	<p>芦別市では地域で活動する団体の活力が低下し、子どもたちが多様な経験を通じて成長する機会が少なくなっています。</p> <p>こうした現状から近年の芦別の子どもたちは故郷を誇りに思う機会が少なくなり、将来の地域への定着にも影響が生じている課題があります。</p> <p>これらは、地域と子どもたちを結びつけてきた活動や関わりの機会が弱まり、子どもたちが地域の大人や団体と継続的な関係性を築きにくくなっていることに起因しています。</p> <p>地域と子どもたちとのつながりを補完するには、我々が中心となり行政・学校・地域団体と協働できる仕組みを整え、子どもたちが地域を身近に感じられる体験の場を創出する必要があります。</p>
設置目的	地域の核として共存共栄する組織を醸成し、子どもたちには記憶に残る経験で未来につながる力を育成します。
概要	<p>1. 子どもたちの未来を拓く青少年育成事業</p> <p>芦別市では若年層を中心とした地域で活動する団体が減少し、地域の中で子どもたちを育む環境が弱まりつつある現状があり、子どもたちが地域と関わり続ける仕組みが整備されず、地域の経験や想いが受け継がれにくくなっている課題が生じています。</p> <p>芦別の未来をつなげていくには、子どもたちが芦別の誇りを身近に感じられる体験や協力を通じて成長できる機会を確保するとともに、関係団体と連携して子どもたちを支える環境を形成していく必要があります。</p>
	<p>◆パートナー</p> <p>芦別市教育委員会 芦別市総務部総務防災課危機対策係 自衛隊滝川駐屯地 札幌方面芦別警察署 滝川地区広域消防事務組合芦別消防署 北海道開発局空知川河川事務所</p>
	<p>2. 三方よしの組織運営</p> <p>芦別市が直面する若年層流出や生産年齢人口の減少により、我々組織の活力維持も危ぶまれています。</p> <p>地域のニーズに的確に対応し続けるには組織の持続可能性が不可欠ですが、メンバーやステークホルダーへのメリット還元と成長機会の創出が十分ではありません。</p> <p>これらを好機と捉え、メンバーには成長の機会を、ステークホルダーにはメリットを、地域には挑戦の成果を還元し、三方よしの信頼ある組織運営に繋げる必要があります。</p>
	<p>◆パートナー</p> <p>なし</p>

[高校生・専門学校生アンケート調査結果](#) 芦別に対して住みやすいと感じている人の割合も定住したいと考える人の割合が低下

[芦別市まちづくり市民アンケート調査結果](#) 芦別市が直面する若年層の市外流出や生産年齢人口の減少

[芦別市人口ビジョン](#) 年少人口比率の低下と若年層の転出超過傾向が継続している

[総務省地域コミュニティに関する研究会報告書](#) 自治会・町内会等の加入率が全国的に低下している

[内閣府社会意識に関する世論調査](#) 若年層で地域との付き合いが薄い傾向がある

[内閣府子ども・若者白書](#) 子どもの地域活動参加機会の減少傾向

<b>芦別青年会議所 2026 年度 事業計画</b>	
<b>会員拡大・人材育成担当 副理事長 大橋 良祐</b>	
<b>基本方針</b>	わくわくする未来を、頼れる仲間とともに創る。
<b>設置背景</b>	<p>芦別 JC は近年、会員拡大を重要課題として取り組んでまいりましたが、会員数の維持が困難な状況が続き、芦別 JC の活動を継続することが難しい状況です。</p> <p>原因の一つとして、メンバーはそれぞれ主体性を持ちながら活動していますが、その力を十分に発揮できる仕組みや経験の機会が整いきっていないことがあげられます。</p> <p>ともに地域の未来を創造する仲間(パートナー)とともに、主体的に運動を起し、行動する人材が育つ持続可能な組織となる必要があります。</p>
<b>設置目的</b>	メンバー一人ひとりが成長を実感し、共に行動する新たな仲間(パートナー)を増やすことを目的とします。
<b>概要</b>	<p>1. 共に進む仲間創り</p> <p>従来の拡大活動は「入会者数の確保」を主眼とした短期的な取り組みに留まる傾向があり、芦別 JC の運動に共感し、行動してくれる仲間を増やすには至っていない現状があります。</p> <p>その要因として、勧誘が「声かけ」や「イベント参加」といった単発的なものに偏り、関係性の構築や価値の共有に十分な時間をかけられていないことが挙げられます。</p> <p>今後の芦別 JC には、単なる会員数の増加を目的とするのではなく、互いを理解し合える関係性を築き、共に地域の未来を創造していく仲間(パートナー)を広く巻き込んでいく機会を積極的に創出していく必要があります。</p> <p>◆パートナー 会員拡大候補者</p> <p>2. 明日の自分を創る人材育成</p> <p>現在芦別 JC では、在籍年数の短いメンバーが多く、社会人として必要な視野を広げ、スキルを高めるための機会を十分に活用しきれていない状況があります。</p> <p>その要因として、継続的に学びを促す仕組みや、実践的な学びの場が十分に整備されていないことが挙げられます。</p> <p>メンバー一人ひとりが学ぶ意志を持ち、自己の可能性を広げ、地域の発展に寄与できる人材へと成長していく必要があります。</p> <p>◆パートナー 西北海道ブロック協議会(仮)</p>

芦別青年会議所 2026 年度 事業計画	
まちづくり委員会 委員長 鈴木和磨	
基本方針	共感でむすび、好奇心をまちの力に変える
設置背景	<p>芦別市は、豊かな森林や「星」を軸とした象徴資産、農林業や製造業などの強みを有している一方で、少子高齢化と担い手の減少により、商工業の縮小や企業数の減少が進み、地域社会の活力が低下している現状があります。</p> <p>その一因として、こうした地域資源の魅力や、そこで営まれている仕事や暮らし、挑戦の姿が市内外の人々に十分に共有されておらず、「知る・訪れる・関わる」機会が生まれにくいことが挙げられます。</p> <p>市内外の人々が芦別市の魅力や活動を知り、象徴資産の価値が人や情報の行き来を通じて循環していく機会を創出する必要があります。</p>
設置目的	芦別 JC の認知と活動の波及を高める様々な発信活動を通じて、地域内外の人・情報・資源の好循環を促します。
概要	<p>1. 好奇心くすぐる地域活性</p> <p>芦別市は市域の大半を森林が占め、自然資源を背景に農林業や精密機器等の製造業が育ってきました。一方で企業数の減少に伴い、商流と働く場が細り、地域経済・地域社会が衰退している現状があります。</p> <p>こうした状況の要因の一つとして、芦別に眠る可能性や地域資源の価値・魅力が十分に市内外に伝わりきっていないことが挙げられます。</p> <p>市内外の人々が芦別の資源や可能性に触れ、その魅力や価値への認知が広がる機会を創出することで、新たな関わりや行動が生まれる基盤を形成していく必要があります。</p>
	<p>◆パートナー</p> <p>芦別商工会議所(仮)</p> <p>芦別市経済建設部商工観光課商工振興係(仮)</p> <p>芦別市総務部企画政策課企画係(仮)</p> <p>北海学園大学経営学部経営学科(仮)</p>
	<p>2. 共感を得る広報</p> <p>芦別 JC は対内外への広報を重ね、団体名の認知は広がりつつありますが、具体的な活動像は十分に伝わっていない現状があります。</p> <p>その要因として、情報が一元的に整理された場がなく必要な情報にアクセスしづらいこと、発信が組織主体の一方に偏り、周囲を巻き込む拡散の仕組みやデジタル広報を支える環境・人材が十分でないことが挙げられます。</p> <p>今後は従来の紙媒体を活かしつつデジタル媒体を整え、メンバーに加え第三者の多様な視点を可視化できる仕組みで、鮮度の高い有益な情報を継続的に届け、芦別 JC への理解と共感を広げていく必要があります。</p>
	<p>◆パートナー</p> <p>(有)ワタナベ企画いんさつ</p> <p>Build</p> <p>JC 運動参加者</p>

[第 3 期芦別市創生総合戦略](#): 人口減少・産業の課題、デジタルの活用、PR・情報提供強化

[芦別市統計書 2024](#): 森林比率、事業所数・工業指標の減少推移。

[第 2 次芦別市観光振興計画](#): デジタル発信の必要性

2026年度 一般社団法人芦別青年会議所 事業計画

科目	共益事業				法人会計	小計	公益事業		小計
	他1						総会	継1	
	新年交礼会	年間広報	会員開発事業	例会	青少年育成事業	地域活性化事業			
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 事業費繰入収入	20,000	30,000	50,000	20,000	0	120,000	60,000	70,000	130,000
② 事業収入	420,000	150,000	0	150,000	0	720,000	0	0	0
③ 補助金収入	0	0	0	0	0	0	56,000	0	56,000
④ 寄付金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業活動収入計	440,000	180,000	50,000	170,000	0	840,000	116,000	70,000	186,000
2. 事業活動支出									
① 事業費支出									
会場設営費支出	17,545				0	17,545			0
企画演出費支出	320,064				0	320,064	74,400		74,400
講師関係費支出					0	0			0
広報費支出		153,780			0	153,780	24,500		24,500
資料作成費支出					0	0			0
懇親会費支出					0	0			0
旅費・交通費支出					0	0			0
参加記念代支出					0	0	11,000		11,000
保険料支出					0	0	2,600		2,600
通信費支出	14,650	19,800			0	34,450			0
販売物品仕入れ支出					0	0			0
雑費支出	17,741		50,000	170,000	0	237,741	3,500	70,000	73,500
予備費支出	70,000	6,420			0	76,420			0
事業活動支出計	440,000	180,000	50,000	170,000	0	840,000	116,000	70,000	186,000
事業活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

科目	共益事業		小計	
	他1		他1	
	4LOM交流		拡大活動	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 事業費繰入収入	10,000	10,000	0	0
② 事業収入	0	0	0	0
③ 補助金収入	0	0	0	0
④ 寄付金収入	0	0	0	0
⑤ 雑収入	0	0	0	0
事業活動収入計	10,000	10,000	0	0
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
会場設営費支出	0	0	0	0
企画演出費支出	0	0	0	0
講師関係費支出	0	0	0	0
広報費支出	0	0	0	0
資料作成費支出	0	0	0	0
懇親会費支出	0	0	0	0
旅費・交通費支出	0	0	0	0
参加記念代支出	0	0	0	0
保険料支出	0	0	0	0
通信費支出	0	0	0	0
販売物品仕入れ支出	0	0	0	0
雑費支出	10,000	10,000	0	0
予備費支出	0	0	0	0
事業活動支出計	10,000	10,000	0	0
事業活動収支差額	0	0	0	0

合計

科目	公益事業 合計	共益事業 合計	法人会計 合計	総計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 事業費繰入収入	130,000	130,000	0	260,000
② 事業収入	0	720,000	0	720,000
③ 補助金収入	56,000	0	0	56,000
④ 寄付金収入	0	0	0	0
⑤ 雑収入	0	0	0	0
事業活動収入計	186,000	850,000	0	1,036,000
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
会場設営費支出	0	17,545	0	17,545
企画演出費支出	74,400	320,064	0	394,464
講師関係費支出	0	0	0	0
広報費支出	24,500	153,780	0	178,280
資料作成費支出	0	0	0	0
懇親会費支出	0	0	0	0
旅費・交通費支出	0	0	0	0
参加記念代支出	11,000	0	0	11,000
保険料支出	2,600	0	0	2,600
通信費支出	0	34,450	0	34,450
販売物品仕入れ支出	0	0	0	0
雑費支出	73,500	247,741	0	321,241
予備費支出	0	76,420	0	76,420
事業活動支出計	186,000	850,000	0	1,036,000
事業活動収支差額	0	0	0	0

# 例会フォーム

時間	次第	担当	運営方法
20分	開会宣言	まちづくり委員会	演壇にて
	国歌斉唱	メンバー全員	
	J C ソング 斉唱	メンバー全員	
	J C I クリード 唱和	メンバー全員	まちづくり委員会指名演壇にて全員唱和
	J C I Mission 唱和	メンバー全員	まちづくり委員会指名演壇にて全員唱和
	J C I Vision 唱和	メンバー全員	まちづくり委員会指名演壇にて全員唱和
	J C 宣言文朗読	メンバーより1名	まちづくり委員会指名演壇にて
	綱領唱和	メンバー全員	
	五つの問いかけ	メンバー全員	まちづくり委員会指名演壇にて全員唱和
	理事長挨拶	理事長	まちづくり委員会指名3分～5分スピーチ
	司会者指名		まちづくり委員会指名、司会者が進行
	報告書作成者		
	専務理事報告	専務理事	
	委員会報告	委員長又は副委員長	
出向者報告	出向者	北海道地区協議会、アカデミー他	
	その他		3分間スピーチ
90分	担当委員会事業	担当委員会	担当委員会に一任
10分	直前理事長講話	直前理事長	
	例会講評	監事又はメンバーより	監事欠席の場合 まちづくり委員会指名
	閉会宣言	まちづくり委員会	演壇にて
出欠の確認は、J C アプリに連絡。もしくは担当副理事長、委員長に連絡する。			

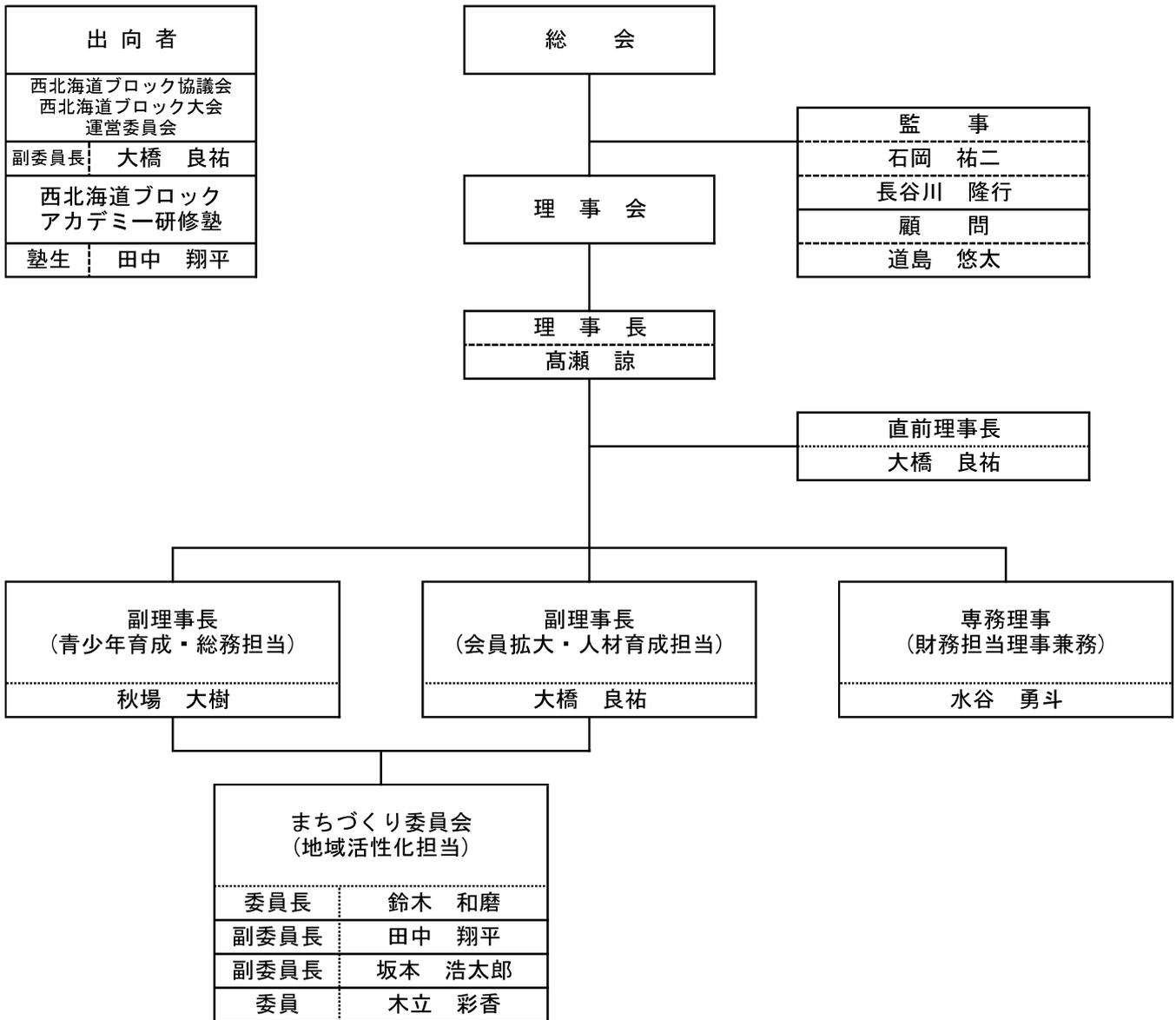
## 会議に関する申し合わせ事項

1. 会議には、5分前に集合しよう。
2. 服装は正装とし、ネームプレートをつけよう。
3. 私語は慎み、発言の場合は挙手、起立しよう。
4. 発言にあたっては、意見、質問の別に明解にしよう。

2026年度 一般社団法人芦別青年会議所 公式スケジュール

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
L O M	三役会 【第1木曜日】	5日(木) 19:00 事務局	5日(木) 19:00 事務局	2日(木) 19:00 事務局	7日(木) 19:00 事務局	4日(木) 19:00 事務局	2日(木) 19:00 事務局	6日(木) 19:00 事務局	3日(木) 19:00 事務局	1日(木) 19:00 事務局	4日(木) 19:00 事務局		
	理事會 【第3木曜日】	22日(木) 19:00 事務局	19日(木) 19:00 事務局	16日(木) 19:00 事務局	21日(木) 19:00 事務局	19日(金) 19:00 事務局	16日(木) 19:00 事務局	20日(木) 19:00 事務局	17日(木) 19:00 事務局	15日(木) 19:00 事務局	19日(木) 19:00 事務局		
	第一例会	新年交例会 (委員部次・人材育成担当)	19:00 事務局	19:00 事務局	人材育成事業 (委員部次・人材育成担当)		青少年育成事業 (青少年育成・総務担当)	青少年育成事業 (青少年育成・総務担当)			地域活性化事業 (まちづくり担当委員会)	次年度例会 (次年度理事長) 遺言例会 (専務理事)	例会 (青少年育成・総務担当)
	第二例会										4LOM交流会 (専務理事)		
	LOM内主要事業	定時総会① (青少年育成・総務担当)			3クラブ交流会 (ロータリークラブ)					定時総会② (青少年育成・総務担当)			定時総会③ (青少年育成・総務担当)
	地域交流事業				下旬 元氣森森まつり			中旬 健康祭り	第一土曜 キラキラフェスタ	下旬 かほちや祭り			手をつなぐ育成会 クリスマス集会
	正副会長会議	7日(日)札幌	1日(日)WEB 26日(木)WEB		5日(日)WEB 26日(日)WEB	22日(金)13時	15日(月)19時		17日(月)WEB 13時		4日(日)WEB 31日(土)WEB		
	役員会議	20日(金)千歳	6日(金)登別室蘭	7日(土)富良野	10日(金)札幌	8日(金)当別	6日(土)26日(金) 根室		28日(金)WEB 19時		16日(金)未定	14日(土)未定	
	会員会議所会議	23日(金)京都 TKP京都四条 カンファレンスセン ター		8日(日)富良野			27日(土)根室			4日(金)苫小牧		15日(日)未定	
	地区協議会				HOKKADO EXPO 2026(案) 4日(土)	Leader's Academy 事業 (地区連携) 23日(土)・24日(日)	北方領土返還要求 現地視察大会 27日(土)～28日(日)根室 JCカブプロ・11少年少女 サッカートーナメント(地区連勝) 20日(土)21日(日)	会頭訪問車ブロック 3日(金)帯広 会頭訪問西ブロック 4日(土)登別室蘭 第4回全国高校生政策 甲子園 25(土)・26(日) ※平日の可能性有		第75回北海道地区 苫小牧大会 5日(土)～6日(日)			
周年					江別JCS5周年 31日(日)	岩見沢JCS70周年		札幌JCS75周年					
西ブロック 正副会長会議	12日(月)WEB	7日(土)栗山	14日(土)余市	5日(日)WEB 26日(日)函館	17日(日)web	13日(土)WEB	4日(土)千歳	22日(土)赤平	19日(土)WEB	16日(金)伊達 25日(日)WEB			
西ブロック 役員会議	31日(土)夕張	8日(日)栗山	15日(日)余市	11日(土)石狩	1日(金)札幌 30日(土)八雲	14日(日)苫小牧	5日(日)千歳	23日(日)赤平	26日(土)滝川	17日(土)伊達	7日(土)登別室蘭		
西ブロック 会員会議所会議	24日(土)WEB	28日(土)芦別	8日(土)富良野	12日(日)石狩	31日(日)森 八雲・森	27日(土)根室			27日(日)滝川	18日(日)恵庭	15日(日)未定		
西ブロック 事業		28日(土)芦別		12日(日)石狩						18日(日)恵庭			
総会	24日(土)京都		23日(土)東京							2日(金)神戸			
NOM主要事業	京葡会議 22日(木) ～25日(日)						JCIアカデミー (帯広) 2日(木) ～12日(日) サマーコンファレンス 16日(土)～19日(日)			第76回全国大会 神戸大会 1日(木) ～4日(日)			
JCI 諸会議	JCI常任理事會 /理事會 (JCI JEM/JBM) 8日(木)～12日(月)		ASPACセネター ゴルフ (クアラルンプール) 29日(水) ～31日(日)	アメリカ 地域会議 (アンチイグア) 13日(水) ～16日(土) 地域会議 (アビジャン) 20日(水) ～23日(土)		JCI中間常任理事會 (JCI MYE) アジア・太平洋地域会議 地域会議 (新潟) 11日(木) ～14日(日)				iJCI世界会議 (クラーク) 28日(水) ～1日(日)			

# 2026年度 一般社団法人芦別青年会議所 組織図



## 2026年度 年齢別構成表

生年	氏名	入会年度
1986年	S61 木立 彩香	2025年度 R7
1989年	H1 田中 翔平	2025年度 R7
1992年	H4 高瀬 諒	2021年度 R3
	大橋 良祐	2022年度 R4
	水谷 勇斗	2024年度 R6
	秋場 大樹	2025年度 R7
1993年	H5 鈴木 和磨	2025年度 R7
1994年	H6 坂本 浩太郎	2024年度 R6

## 2026年度 対外出向者等名簿

出 向 先 等	出向等会員	期 間	事 務 局
芦別健夏まつり実行委員会宣伝部会部長	高瀬 諒	理事長(1年)	一般社団法人芦別観光協会
芦別健夏まつり実行委員会宣伝部会副部長	秋場 大樹	副理事長(1年)	一般社団法人芦別観光協会
(公社)北方領土復帰期成同盟空知地方支部	水谷 勇斗	専務理事(1年)	岩見沢商工会議所
北海道覚醒剤乱用防止推進中空知地区協議会	水谷 勇斗	専務理事(1年)	滝川保健所
芦別市国際交流協会	水谷 勇斗	専務理事(1年)	企画政策課秘書係
芦別市防犯都市宣言を推進する会	大橋 良祐	副理事長(1年)	市民環境課環境生活係
芦別市高校問題協議会	高瀬 諒	理事長(1年)	教育委員会学務課総務係
芦別市暴力追放運動推進協議会	高瀬 諒	理事長(1年)	芦別警察署 刑事生活安全課刑事係
芦別市環境審議会	水谷 勇斗	2年(継続)	企画政策課企画係
芦別市男女共同参画推進協議会	大橋 良祐	副理事長(1年)	生涯学習課生涯学習係
芦別市日本バレーボールナショナルチーム後援会	高瀬 諒	理事長(1年)	教育委員会 スポーツ振興課スポーツ振興係
芦別市行政改革推進委員会	高瀬 諒	2年(継続)	行政推進課 行革・デジタル化推進係
まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	水谷 勇斗 鈴木 和磨	2年(継続)	企画政策課企画係
学校運営協議会	大橋 良祐 水谷 勇斗 鈴木 和磨	1年	教育委員会事務局 学務課学校教育係
キラキラ☆フェスタあしべつ実行委員会 副実行委員長	高瀬 諒	理事長(1年)	芦別商工会議所
キラキラ☆フェスタあしべつ実行委員会イベント部副部長	秋場 大樹	副理事長(1年)	芦別商工会議所
道道美唄富良野線活用地域活性化促進協議会	高瀬 諒	理事長(1年)	美唄市役所

## (一社) 芦別青年会議所歴代三役名簿

	理 事 長	副 理 事 長			総 務 室 長	広 報 室 長	社会開発室長	会員開発室長	専 務 理 事
初代	福沢 恭介	大西 武一	北市 捨						末野 篤国
2代	福沢 恭介	大西 武一	北市 捨						末野 篤国
3代	福沢 恭介	大西 武一	北市 捨						末野 篤国
4代	大西 武一	佐藤 勇吉	吉岡 浩						末野・渋谷
5代	大西 武一	佐藤 勇吉	吉岡 浩						末野・渋谷
6代	大西 武一	佐藤 勇吉	吉岡 浩						末野・渋谷
7代	樋口 肇	黒川 博司	本間 正躬						渋谷 浩
8代	樋口 肇	黒川 博司	本間 正躬						渋谷 浩
9代	吉岡 浩	北村 忠	池下 文雄	本間 正躬					渋谷 浩
10代	吉岡 浩	池下 文雄	川島 昭二	高橋 和昭					渋谷 浩
11代	高橋 和昭	池下 文雄	久保 邦夫						大西 勲
12代	池下 文雄	大鎌 孝雄	廣嶋 武						久保 邦夫
13代	大鎌 孝雄	久保 邦夫	松本 豊						神社 武義
14代	久保 邦夫	小西 修身	松本 豊						水戸部 重紀
15代	小西 修身	水戸部 重紀	小原 二夫						出村 栄一
16代	水戸部 重紀	廣嶋 武	野寺 景稀						松本 豊
17代	廣嶋 武	出村 栄一	神社 武義						瀬戸 一郎
18代	出村 栄一	松本 豊	定田 聰						青井 慎介
19代	松本 豊	大西 勲	林 政志						滝沢 好機
20代	大西 勲	坂井 哲太郎	青井 慎介						青木 武則
21代	坂井 哲太郎	土山 久男	長岡 悟						中本 純一
22代	土山 久男	定田 聰	久保 輝夫						井上 昌之
23代	定田 聰	長岡 悟	久保 輝夫						坂田 憲正
24代	長岡 悟	林 政志	千葉 昌則	中本 純一					松田 保
25代	林 政志	青井 慎介	滝沢 好機	沖 勝広					千葉 昌則
26代	青井 慎介	中本 純一	井上 昌之	青木 武則					草別 正文
27代	中本 純一	千葉 昌則	神田 陽太郎	坂田 憲正					角幡 裕明

# (一社) 芦別青年会議所歴代三役名簿

	理 事 長	副 理 事 長				総 務 室 長	広 報 室 長	社会開発室長	会員開発室長	専 務 理 事
28代	千葉 昌則	青木 武則	松田 保	坂田 憲正						坂井 正人
29代	青木 武則	井上 昌之	角幡 裕明	今井 孟史						末永 真一
30代	井上 昌之	松田 保	滝澤 量久	吉岡 隆広						高砂 裕司
31代	松田 保	角幡 裕明	坂田 憲正	草別 正文	長内 正春					川原 敏幸
32代	角幡 裕明	坂田 憲正	高砂 裕司	川原 敏幸						大西 俊夫
33代	坂田 憲正	川原 敏幸	滝沢 恒宏			長内 正春		伊藤 輝雄	樋口 晃	嶋 幸春
34代	高砂 裕司	伊藤 輝雄	川原 敏幸			定田 明		嶋 幸春	末永 真一	西村 雄二
35代	川原 敏幸	山村 進	嶋 幸春	伊藤 輝雄		大西 俊夫		宗方 裕之	佐川 日出夫	兼好 哲哉
36代	嶋 幸春	大西 俊夫	定田 明	伊藤 輝雄		梅田 正孝		末永 真一	兼好 哲哉	宗方 裕之
37代	大西 俊夫	兼好 哲哉	末永 真一			西村 雄二		宗方 裕之	室井 幸博	梅田 正孝
38代	兼好 哲哉	藤嶋 彰	宗方 裕之	梅田 正孝		田中 伸一		室井 幸博	西村 雄二	高瀬 紳
39代	梅田 正孝	宗方 裕之	西村 雄二			千葉 幸典		田中 伸一	角幡 和則	多田 康司
40代	宗方 裕之	西村 雄二	田中 伸一			大崎 倫彦		畠山 朗	多田 康司	植田 義人
41代	山口 啓一	大崎 倫彦	植田 義人			高瀬 紳		多田 康司	千葉 幸典	畠山 朗
42代	植田 義人	小塚 弘昌	高瀬 紳	西村 雄二						久保田 和彦
43代	千葉 幸典	高瀬 紳	多田 康司	田中 伸一	西村 雄二					中山 透
44代	多田 康司	中山 透	浅井 昇	畠山 朗	高瀬 紳					石黒 政司
45代	高瀬 紳	畠山 朗	中山 透							大橋 光一
46代	中山 透	浅井 昇	橋浦 正広			伊藤 修	久保田 和彦	佐藤 祥規	早坂 昌文	中畑 貢
47代	浅井 昇	大橋 光一	久保田 和彦	畠山 朗						橋浦 正広
48代	橋浦 正広	小室 一征	大橋 光一	中畑 貢		渡辺 雄二		熊谷 武彦	小原 尚樹	瀬戸 俊郎
49代	大橋 光一	熊谷 武彦	中畑 貢							高松 孝一
50代	小室 一征	瀬戸 俊郎	熊谷 武彦							林 秀樹
51代	瀬戸 俊郎	中嶋 徹	高松 孝一							長谷川 隆行
52代	高松 孝一	林 秀樹	中嶋 徹	櫛田 秀一						近 貫秀
53代	林 秀樹	長谷川 隆行	大山 峰継							長 真由美
54代	大橋 二朗	長 真由美	長谷川 隆行	大鎌 光純						高松 孝一

## (一社) 芦別青年会議所歴代三役名簿

	理 事 長	副 理 事 長			総 務 室 長	広 報 室 長	社会開発室長	会員開発室長	専 務 理 事
55代	長 真由美	林 秀樹	長谷川 隆行						小谷内 哲生
56代	大山 峰継	北村 真	金子 貴						坂井 大樹
57代	長谷川 隆行	長 真由美	金子 貴						石岡 祐二
58代	金子 貴	北村 真							高砂 大祐
59代	高砂 大祐	斎藤 辰憲	石岡 祐二						北村 真
60代	石岡 祐二	斎藤 辰憲	北村 真						奥原 憲司
61代	北村 真	高砂 大祐	奥原 憲司						浅井 秀二
62代	奥原 憲司	浅井 秀二	高砂 大祐						佐藤 祐一
63代	浅井 秀二	斎藤 浩貴	石岡 祐二						道島 悠太
64代	佐藤 祐一	伊藤 教紀	米田 直貴						嶋 大輔
65代	佐藤 祐一	野崎 浩章	道島 悠太						大高 陽介
66代	野崎 浩章	道島 悠太	佐藤 祐一						工藤 正基
67代	道島 悠太	工藤 正基	大高 陽介						嶋 尚人
68代	嶋 尚人	大高 陽介							野崎 浩章
69代	大高 陽介	定田 勉	野崎 浩章						道島 悠太
70代	定田 勉	合田 真人	野崎 浩章						高瀬 諒
71代	高瀬 諒	定田 勉							大橋 良祐
72代	大橋 良祐	道島 悠太							定田 勉
73代	高瀬 諒	秋場 大樹	大橋 良祐						水谷 勇斗

## (一社) 芦別青年会議所 賛助会員名簿

1. 芦別市役所
2. 芦別商工会議所
3. 北門信用金庫芦別支店
4. 芦別臨床検査センター
5. 日本生命保険相互会社芦別支部
6. 朝日生命保険相互会社砂川支部
7. 日成建設株式会社

## 2026年度 (一社) 芦別青年会議所 会員名簿

顔写真	役職名	生年月日		会員番号	入会年度
		勤務先名		勤務先役職名	勤務先住所
		勤務先TEL	勤務先FAX	会社ホームページアドレス	
	氏名		今年の決意表明		

### 三 役

	理事長	平成4年10月8日		296	2021年	
	高瀬 諒	(有)タカセ			芦別市北1条西1丁目1	
		22-3197	22-0005	<a href="http://www.megane-takase.com">www.megane-takase.com</a>		
		未来への一步を好機心を持って踏み出します。				

	副理事長	平成4年1月28日		304	2025年	
	秋場 大樹	芦別市役所		主事	芦別市北1条東1丁目3	
		22-2111	22-9696	<a href="https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/">https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/</a>		
		2年目副理事長頑張ります!!!!				

	副理事長兼 直前理事長	平成4年5月23日		298	2022年	
	大橋 良祐	(有)大橋設備工業		専務取締役	芦別市上芦別町105番地154	
		22-4520	22-4042	もう、やるしかない		

	専務理事	平成4年6月18日		302	2024年	
	水谷 勇斗	一般社団法人 芦別観光協会			芦別市北4条東1丁目1番地3	
		27-7700	27-7735	<a href="https://ashibetsu-kankou.com/">https://ashibetsu-kankou.com/</a>		
		成長期、まだまだこれから!				

### 顧問

	顧問	昭和60年9月7日		276	2015年	
	道島 悠太	(株)ドゥネン		代表取締役	芦別市南1条東1丁目2-5	
		22-3182	22-2571	<a href="https://dounen.com/">https://dounen.com/</a>		
		お金を貯めて、投資に回す				

## 2026年度 (一社) 芦別青年会議所 会員名簿

顔写真	役職名	生年月日		会員番号	入会年度
		勤務先名		勤務先役職名	勤務先住所
		勤務先TEL	勤務先FAX	会社ホームページアドレス	
	氏名		今年の決意表明		

### 監事

	監事	昭和51年11月24日			
	石岡 祐二	(有) 蛭文堂		代表取締役	芦別市北1条西1丁目
		22-2074	22-2485		
		土台			

	監事	昭和49年8月13日		231	1998年
	長谷川 隆行	芦別商工会議所		所長	芦別市南1条東1丁目10番地
		22-3444	22-2345	<a href="https://ashibetsu-cci.or.jp/">https://ashibetsu-cci.or.jp/</a>	
		陰からサポートします。			

### まちづくり委員会

	委員長	平成5年11月25日		2025年	
	鈴木 和磨	Build		代表	上芦別町30-193
		080-5589-5330		<a href="https://build-web.org/">https://build-web.org/</a>	
		ワークライフバランスを整えながら成長していきます！			

	副委員長	平成1年10月6日		305	2025年
	田中 翔平	芦別市役所		主任	芦別市北1条東2丁目4
		22-3110	22-9696	<a href="https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/">https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/</a>	
		自分の力を最大限に発揮できるように全力を尽くします。			

	副委員長	平成6年5月3日		2024年	
	坂本 浩太郎	北門信用金庫 芦別支店			芦別市北1条東1丁目6-9
		23-1211		<a href="https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/">https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/</a>	
		積極性！行動あるのみ！！			

	委員	昭和61年12月15日		2025年	
	木立 彩香	赤蔵			芦別市北1条西1丁目10
		22-0202			
		学びを積み重ねて、確かな成長にしていきます。			

# 一般社団法人芦別青年会議所定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人芦別青年会議所（以下「本会議所」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を、北海道芦別市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治・経済・社会・文化等の発展、会員の指導力の啓発、並びに国際親善を深める事業を行い、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 政治・経済・社会・文化等に関する調査研究及びその改善に資する諸事業

(2) 会員の指導力開発及び能力開発に関する研究並びに相互の連携に資する事業

(3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所、その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業

(4) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、北海道において実施する。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本会議所に次の会員を置く。

(1) 正会員 芦別市及びその近郊に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたもの。ただし、事業年度中に40歳に達するときは、その事業年度の末日まで正会員の資格を有するものとする。

(2) 準会員 芦別市及びその近郊に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたもの。ただし、日本青年会議所の会員としての権利は有せず、本会議所の会員としての権利のみを有するが、総会においての議決権は有しない。準会員の任期は最長で2年間とする。また、事業年度中に2年に達する若しくは40歳に達するときはその事業年度の末日まで準会員の資格を有するものとする。

(3) 特別会員 40歳に達した事業年度の末日まで正会員であった者で、理事会において入会を承認されたものとする。

(4) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする法人又は団体で、理事会において入会を承認されたものとする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会議所の会員になろうとする者は、総会において別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員及び特別会員は、入会に際し、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び準会員及び賛助会員は、毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第8条の納入義務を履行しなかったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 破産宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は定時総会として毎年度1月、9月及び12月に3回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の総会のうち、1月に開催される定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的

である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、理事長は、総会の日時、場所、目的である事項及びその内容を記載した書面をもって、総会の日1週間前までに、正会員に対してその通知をしなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、総会の日2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第20条 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によりその議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人としてあらかじめ選出された理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名以上3名以内を副理事長、1名を専務理事、とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 監事は、総会の決議によって正会員又は特別会員の中から選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本会議所の事務を分担執行するとともに、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その業務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本会議所の事務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

(直前理事長及び顧問)

第29条 本会議所に、任意の機関として、1名の直前理事長及び1名以上3名以内の顧問を置くことができる。

2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、本会議所の業務の執行について理事長の求めに応じ、必要な助言を行う。

3 顧問は、理事会から諮問された事項について、必要な助言を行う。

4 直前理事長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 直前理事長及び顧問として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が終了する。ただし、顧問については再任を妨げない。

6 直前理事長及び顧問は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

(1) 本会議所の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。この場合において、理事会は、総会の決議により理事長、副理事長及び専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定例理事会として毎月1回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会として開催する。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 例会及び委員会

(例会)

第37条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、原則として四半期に1回以上かつ年間8回以上の例会を開催する。

2 例会は、すべての正会員、準会員をもって構成する。

3 例会の運営に関する事項は、総会の決議により別に定める。

(委員会の設置)

第38条 本会議所に、その目的達成に必要な事項を調査、研究及び審議をし、又は実施するため、委員会を設置する。

2 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上及び委員若干名をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、理事会において選任及び解任する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会議所の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、1月の定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受

けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の分配)

第42条 本会議所は、余剰金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会議所の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、北海道において発行する北海道新聞に掲載する方法により行う。

## 第11章 事務局

(事務局)

第47条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議により別に規程で定める。

## 第12章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会議所の最初の役員は、次のとおりとする。

理事長 石岡 祐二

副理事長 齋藤 辰憲、北村 真  
専務理事 奥原 憲司  
理事 浅井 秀二、米田 直貴  
監事 長谷川 隆行、金子 貴

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(令和 8年 1月 1日一部改訂)

# 一般社団法人芦別青年会議所運営規程

## 第1章 目 的

第 1 条 本運営規定は、一般社団法人芦別青年会議所(以下「本会議所」という。)の実質的充実に即し、運営の円滑と会員の総意の結集を容易ならしめることを目的とする。

## 第2章 役員の仕事

第 2 条 理事長は、定款に定める仕事の外に次の職務を有する。

- (1) 本会議所を代表して対外的関係団体に所属し、その会議並びに会合に出席するとともに、本会議所の公式発言を行う。
- (2) 日本青年会議所総会、北海道地区協議会並びに西北海道ブロック協議会、各会員会議所会議等に出席し本会議所の有する表決権の行使並びに意見の発表を行う。
- (3) 第2期芦別市×芦別青年会議所まちづくり事業連携協定（以下「連携協定」という。）に関し、芦別市からの要請に応じて諸会議への参加及び事業への協力並びに意見交換を行う。

2 副理事長は、定款に定める仕事の外に次の職務を有する。

- (1) 本会議所の各事業活動を調整し、運営を容易ならしむるよう所務を担当する。
- (2) 本会議所の事業遂行に関し、委員長に適切な助言を与え委員会活動を推進する。

3 専務理事は、定款に定める仕事の外に次の職務を有する。

- (1) 総会、理事会及び三役会の運営の円滑を図る。
- (2) 日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会、他LOMとの連絡調整を行う。
- (3) 事務局を統括する。
- (4) 各委員会より活動状況の報告を受け、調整し、理事長に報告する。
- (5) 定款及び諸規定の研究、調査及び整備に関する事項
- (6) 法人登記に関する事項
- (7) 官庁報告に関する事項
- (8) 各委員会事業の記録保存
- (9) 日本青年会議所及び各地青年会議所との情報交換
- (10) 対外的PRと報道関係への接触
- (11) 各種大会、式典等の登録及び出席に関する事項
- (12) 関係諸団体との連絡及び連携に関する事項
- (13) 会員の拡大及び入会に関する事項

4 理事は、定款に定める仕事の外に次の職務を有する。

- (1) 日本青年会議所、北海道地区協議会、西北海道ブロック協議会等の諸通達を遵守し、本会議所の重要議案の決定にあたり、責任を持って審議し本会議所運営に遺憾なきよう務め

る。

(2) 事業を担当する理事は、理事会及び総会で承認された事業を責任を持って実施し、事業終了後は速やかに事業及び収支決算報告を行わなければならない。

(3) 財務担当理事は、本会議所の会計処理を行い、計算書類を作成する。

(4) 芦別市と協議のもと、連携協定に関連する事業への協力又は事業計画を立案し実行する。

5 監事は、定款に定める任務の他に次の職務を有する。

(1) 本会議所の予算、事業等決議された事項が定款に基づき正しく行われるよう業務を監督し、もし誤りある場合は、直ちに理事会に報告しなければならない。

(2) 監事は、例会において講評を求められたときこれを行う。

第 3 条 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定に従う。

### 第 3 章 三 役 会

第 4 条 理事会の円滑な運営を図るため三役会を設けることができる。

2 三役会は、理事長、副理事長、専務理事をもって構成する。

3 理事長が必要と認めるときは、直前理事長又は監事の出席を要請し、意見を求めることができる。

4 三役会は、必要に応じて理事長が召集し、理事長が議長となる。

5 三役会の定足数は、構成員の過半数以上とする。

6 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

7 三役会は、次の事項を審議する。

(1) 理事会に提出すべき議案

(2) 理事会からの委任事項

(3) 総会、理事会の決議事項以外で運営に関する重要な事項

### 第 4 章 理 事 会

第 5 条 定款第 3 2 条の規定により本会議所は、理事会の開催日を、三役会の決議をもって決定する。

2 理事会の運営は、ひとづくり担当委員会がこれを行う。

3 定款第 3 6 条による議事録は、ひとづくり担当委員会が作成する。

### 第 5 章 例 会

第 6 条 例会は、四半期に 1 回以上かつ年間 8 回以上開催する。

- 2 前項の開催日時は、理事会の決議をもって変更することができる。
- 3 例会の運営は、ひとづくり担当委員会がこれを行う。
- 4 例会を委員会事業として使用する場合、当該部分の運営は、担当委員会において行う。

第 7 条 正会員は、必ず例会に出席するものとする。

- 2 下記事項の該当者は、当該月(ただし、例会 1 回のみ)の出席補填とする。
  - (1) 他青年会議所例会に出席し、当該青年会議所の出席証明を提出した場合
  - (2) 国際青年会議所、日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会及び全国、地区会員大会、認証伝達式、その他記念式典等青年会議所公式行事に出席した場合

## 第 6 章 委 員 会

第 8 条 定款第 38 条に基づき、必要とする委員会を設置する。別に必要のあるときは理事会の決議により特別委員会を設置することができる。

- 2 前項に定める委員会の職務分担の基準を次の通りとする。
  - (1) ひとづくり
    - イ 会員の例会における出席状況の把握
    - ロ 褒賞、表彰に関する事項
    - ハ 広報紙の発行
    - ニ 例会及び各事業の写真整備と記録保存
    - ホ 広聴、広報活動に関する事項
    - ヘ 総会資料及び LOM 便覧の作成
    - ト 会員の指導力開発に関する事項
    - チ 会員の経営能力向上に寄与する事項
    - リ 経営に関する事項の調査、研究
    - ヌ 会員相互並びに会員家族間の親睦に関する事項
    - ル 他青年会議所並びに友好団体との親善に関する事項
    - ヲ 連携協定に係る内容のうち、ひとづくり担当委員会が所掌する事務分担に関する事項
    - ワ その他、各委員会に属さぬ事項
  - (2) まちづくり
    - イ 地域社会の開発、活性化に関する事項
    - ロ 地域経済の発展に関する事項
    - ハ 行政問題に関する調査、研究
    - ニ 政治問題に関する調査、研究
    - ホ 青少年健全育成に関する事項
    - ヘ 教育問題に関する事項
    - ト 連携協定に係る内容のうち、まちづくり担当委員会が所掌する事務分担に関する事項
- 3 第 1 項に定める委員会で処理するに不相当と認められる大規模もしくは特殊な事項を処理

するために理事会の承認を得て特別委員会を置くことができる。

## 第7章 出向者連絡会議

- 第9条 日本青年会議所、北海道地区協議会、西北海道ブロック協議会、他青年会議所と本会議所の連携を保つために理事長の諮問機関として出向者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設けることができる。
- 2 連絡会議は、出向者によって構成する。
  - 3 連絡会議の議長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。
  - 4 議長は、日本青年会議所、北海道地区協議会、他青年会議所と本会議所に関する事項について理事長から諮問を受けた場合、速やかに連絡会議を召集し、その事項を審議して理事長に答申しなければならない。
  - 5 本会議所の会員が、北海道地区協議会正副会長、若しくは西北海道ブロック協議会会長として出向する場合、その円滑な運営を図るために事務局を設ける。
  - 6 事務局長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

## 第8章 事務局

第10条 定款第47条の規定による事務局の職務掌担の基準を次の通りとする。

- (1) 事務（ただし、金銭出納事務を除く。）に関する事項
- (2) 備品、物品の保管整理
- (3) 事務室の管理

第11条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理し、保存しなければならない。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 本会議所の定款並びに諸規程  | 永久保存  |
| (2) 総会及び理事会の議事録    | 永久保存  |
| (3) 法人登記に関する書類     | 永久保存  |
| (4) 官庁報告に関する書類     | 永久保存  |
| (5) 決算書類           | 永久保存  |
| (6) その他の会計書類       | 5年間保存 |
| (7) 本会議所内部に関する文書   | 5年間保存 |
| (8) 日本青年会議所に関する文書  | 3年間保存 |
| (9) 北海道地区協議会に関する文書 | 2年間保存 |
| (10) 本会議所の広報紙      | 2年間保存 |
| (11) 事務局日誌         | 3年間保存 |
| (12) 受発信簿          | 3年間保存 |
| (13) 前号に属さない文書     | 1年間保存 |

第12条 事務局は、備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

## 第9章 褒賞及び表彰

第13条 本会議所は、青年会議所運動の昂揚を計るため褒賞及び表彰を行う。

2 褒賞の対象は、次に該当する委員会及び会員とする。

- (1) 青年会議所活動に顕著な功績のあった委員会並びに会員
- (2) 当該年度の例会に全出席した会員（ただし、出席補填を除く。）
- (3) 当該年度の例会、委員会並びに青年会議所の公式行事に出席優秀な会員

3 褒賞及び表彰は、ひとつくり担当委員会、三役会で審議し、理事会が決定し行う。

## 第10章 慶 弔

第14条 会員の慶弔に関する事項を下記の通りとする。

- |  |                   |
|--|-------------------|
| (1) 正会員、準会員の結婚                                 | 祝 金 (5,000円)      |
| (2) 正会員、準会員の子供の誕生                              | 祝 金 (5,000円)      |
| (3) 正会員、準会員の病気、災害                              | 見舞金 (5,000円)      |
| (4) 正会員、準会員の死亡                                 | 弔慰金 (10,000円及び弔旗) |
| (5) 正会員、準会員の配偶者、父母、子の死亡                        | 弔慰金 (5,000円及び弔旗)  |
| (6) 特別会員の死亡                                    | 弔慰金 (5,000円及び弔旗)  |
| (7) その他必要に応じて理事長、副理事長及び専務理事の合議により決定し、理事会に報告する。 |                   |

## 第11章 同 好 会

第15条 本会議所は、会員の連携並びに親睦を図り、その目的達成に資するため理事会の承認を得てスポーツ、文化等に関する同好会を設置することができる。

2 同好会は、正会員・準会員をもって構成する。

3 同好会活動に対する助成金は、理事会の議を経て決定する。

## 第12章 規程の変更

第16条 この規程の変更は、理事会の決議によってこれを行う

附 則

(実施の時期)

この規程は、一般社団法人の登記を行った日から実施する。

附 則 (平成30年12月 日一部改正)  
(令和 3年 1月 1日一部改正)  
(令和 7年12月22日一部改正)

(施行期日)

第1条 この改正規程は、令和8年1月1日から施行する。

(参 考)

## 弔事に関する内規

1. 正会員・準会員の死亡  
メンバー全員のお手伝いとする。
2. 正会員・準会員の配偶者・子及び同居の父母の死亡  
原則としてメンバー全員のお手伝いとする。
3. 特別会員の死亡  
原則としてメンバー全員のお手伝いとする。
4. 賛助会員の法人、もしくは団体の代表者の死亡  
原則としてお手伝いはメンバー全員とする。
5. その他必要に応じて、三役の合議により決定運営し、理事会もしくは例会に報告する。

# 一般社団法人芦別青年会議所会員資格規程

## 第1章 目的

第1条 本規程は、一般社団法人芦別青年会議所(以下「本会議所」という。)会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規定する。

## 第2章 入会

第2条 正会員、準会員の入会は、毎月随時入会できるものとする。

第3条 正会員として入会を希望するものは、正会員2名以上の推薦を要し、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、理事会に提出しなければならない。

2 前項に規定する推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

(1) 入会后満1年以上経過し、当該年度の会費を納入していること。

(2) 被推薦者の入会年度及び次年度における会費等義務履行の連帯保証ができること

第4条 準会員として入会を希望するものは、入会申込書及び身分証明書類を理事会に提出し、理事会での承認をもって入会するものとする。

第5条 理事長は、入会資格審査をひとつくり担当委員会に委託する。

2 ひとつくり担当委員会は、被推薦者の入会資格及び推薦者の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

第6条 理事会は、答申に基づき審議し、入会の適否を決定する。

2 入会の適否は、出席理事の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第7条 入会を承認された者は、入会金及び会費の納入をもって正会員となる。

2 新入会員は、すでに退会した会員のいかなる権利も継承することはできない。

第8条 正式に入会を決定された新入会員は、新入会員オリエンテーションに出席して青年会議所運動についての理解を深め、会員としての自覚と資質の向上に努めなければならない。

2 前項に規定するオリエンテーションの内容は次の通りとする。

(1) 本会議所基本理念の教宣

(2) 本会議所沿革の説明

(3) 本会議所定款並びに諸規程の主旨説明

(4) 正会員としての適性の発見、能力の測定に関する事項

第9条 準会員の在籍期間は、最長で2年間とする。但し事業年度中に2年に達する若しくは40歳に達するときはその事業年度の末日まで準会員の資格を有するものとする。その後、本会議所に在籍する希望がある場合は、正会員となることでのみ在籍の更新ができることとし、その後の規定に関しては前号の正会員規定に基づくものとする。

2 準会員は全ての選挙権、被選挙権を有しないものとする。

- 3 準会員は理事になることはできない。

### 第3章 会費の納入（正会員）

第10条 定款第8条に定める正会員の入会金並びに会費は、次の通りとする。

- (1) 入会金 30,000円  
会費 100,000円

(2) 年度内途中入会者に対する会費は、入会した月よりの起算とする。

(3) 本会議所の賛助会員(法人又は団体)に所属する者が正会員として入会する場合、1名に限り入会金を免除する。

(4) 前号に規定する正会員が会費を完納していて、年度途中で転勤等正当な理由により退会しなければならない事態が発生した場合、その年度に同一賛助会員より入会し、新たに前号の特例を受ける者は、その年度の会費も免除する。

第11条 正会員は、前条第1号に定める会費を4月末日までに納入しなければならない。ただし、5月以降入会を承認された者は、その都度、理事会において期日を決定する。また、年度途中で転勤等の理由で退会しなければならない事態が発生した場合、その退会した翌月よりの会費を返納するものとする。

- 2 会費の分納は、財務担当理事に申請してこれを行うことができる。月額であれば毎月末日までに納入。半額毎に納入する場合は、前期分は4月末日、後期分は8月末日までとする。
- 3 特段の事情により会費の納入が遅れる正会員は、その理由を理事会に申告し、理事会の決議によってその期日を決定する

### 第4章 会費の納入（準会員）

第12条 定款第15条に定める準会員の会費は、次の通りとする。

- (1) 会費 36,000円

(2) 年度内途中入会者に対する会費は、入会した月よりの起算とする。

第13条 準会員は、前条第1号に定める会費を11月末日までに納入しなければならない。また、年度途中で転勤等の理由で退会しなければならない事態が発生した場合、その退会した翌月よりの会費を返納するものとする。

- 2 会費の分納は、財務担当理事に申請してこれを行うことができる。月額であれば毎月末日までに納入。半額毎に納入する場合は、前期分は4月末日、後期分は8月末日までとする。
- 3 特段の事情により会費の納入が遅れる準会員は、その理由を理事会に申告し、理事会の決議によってその期日を決定する

### 第5章 特別会員

第14条 定款第6条第2号の資格を有し、特別会員となることを希望する者は、所定の様式に

必要事項を記入の上、理事会に提出し、承認を受け定められた入会金を納入したのち特別会員となることができる。

- 2 特別会員は、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。
- 3 特別会員の入会金は次の通りとする。
  - (1) 入会金 40,000円
- 4 前項の入会金は特別会員の終身会費として取り扱うものとする。

## 第6章 賛助会員

第15条 定款第6条第3号の主旨を理解し、賛助会員として入会を希望する法人又は団体は、所定の様式に必要事項を記入の上、理事会に提出し、承認を受け定められた会費を納入したのち賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、所定の退会届を提出することにより本会議所を退会することができる。
- 3 賛助会員の会費は次の通りとする。
  - (1) 会費 30,000円
- 4 定款第8条第2項の規定に関わらず、賛助会員の会費の納入は入会時のみとする。

## 第7章 会員の失格

第16条 会員が、定款第10条に該当するおそれのあるときは、当該会員が所属する委員会が実情を調査し、その調査結果に基づき、理事会に報告する。

第17条 会費の分納を申請せずに、4月末日までに納入しない会員に対して、財務担当理事は勧告を行う。その後8月末日までに会費を全額納入しない場合は、財務担当理事が再度勧告を行い、9月末日までに納入がない場合は10月理事会で報告し、理事会から当該会員に勧告する。

(2) 当該会員が前項の勧告にも関わらず、会費の納入義務を1年以上履行しなかったときは、当該会員はその会員資格を喪失し、理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案しその決議により、退会を勧告することができる。

## 第8章 休会

第18条 やむを得ぬ理由により長期出席できない正会員は、理事会の承認を得て休会することができる。ただし休会中の会費はこれを免除しない。

- 2 休会する者は、所定の様式に必要事項を記入の上、休会届を提出しなければならない。
- 3 前項の届け出を行わずに、例会及び委員会への欠席が連続半年以上続いた場合、その会員の所属委員長は当該会員に勧告を行う。
- 4 前項の勧告に対し適切な意思表示及び行動がない場合は、所属委員長はその旨を理事会に

報告し、理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案しその決議により、退会を勧告することができる。

## 第9章 規程の変更

第19条 この規程の変更は、理事会の決議をもってこれを行う。

### 附 則

(実施の時期)

この規程は、一般社団法人の登記を行った日から実施する。

附 則 (令和7年12月22日一部改正)

(施行期日)

第1条 この改正規程は、令和8年1月1日から施行する。

# 一般社団法人芦別青年会議所役員選出規程

## 第1章 目 的

第 1 条 本規程は、一般社団法人芦別青年会議所（以下「本会議所」という。）定款第23条の規定に基づき、役員選出を円滑にし、正会員の総意を反映させることを目的とする。

## 第2章 理事長選考委員会

第 2 条 本会議所は、理事長予定者の選出を円滑にするため理事長選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

2 選考委員会は、次の者により構成される。

(1) 当該年度理事

(2) 直前理事長

(3) その他、必要に応じ選考委員会が指名した者

第 3 条 選考委員長は、選考委員互選の上決定する。

第 4 条 選考委員会の議長は、選考委員長がこれにあたる。

2 選考委員会は、その構成員の3分の2以上の出席により成立する。

3 選考委員会の決議は、出席構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、選考委員として議決に加わる権利を有しない。

第 5 条 選考委員会は、6月19日までに設置しなければならない。

## 第3章 理事長予定者の選出

第 6 条 選考委員会は、理事長予定者を7月末日までに指名し理事会に報告する。

## 第4章 役員予定者の選出

第 7 条 選考委員会で指名された理事長予定者は、8月末日もしくは9月定時総会開催2週間前までにその他の理事予定者及び監事予定者（以下「役員予定者」という）を推薦し理事会に報告する。

2 選出された理事長予定者及び役員予定者は9月定時総会において選任を受けなければならない。

選任方法は1人ずつ行い、出席者の過半数以上の賛成とする。一括選任は認められない。

第8条 定時総会において選任された理事予定者の役職はその後の理事会において決定する。

## 第5章 役員予定者の資格要件

第9条 理事長予定者の指名に当たっては、以下の資格を必要とする。

- (1) 本会議所の正会員
  - (2) 当該年度の会費の納入
  - (3) 本会議所の理事を経験していること
  - (4) 本会議所に2年以上在籍していること
- 2 次年度役員予定者の推薦に当たっては、前項に掲げる資格を必要とするが、理事予定者については資格のうち第3号並びに第4号の規定を免れるものとする。
- 3 特別会員から監事予定者に推薦される者は理事会の承認を受けなければならない。この場合前項の規定を免れる。

## 第6章 規定の変更

第10条 この規程の変更は理事会の決議によってこれを行う。

## 附 則

(実施の時期)

この規程は、一般社団法人の登記を行った日から実施する。

附 則 (令和7年12月22日一部改正)

(施行期日)

第1条 この改正規程は、令和8年1月1日から施行する。



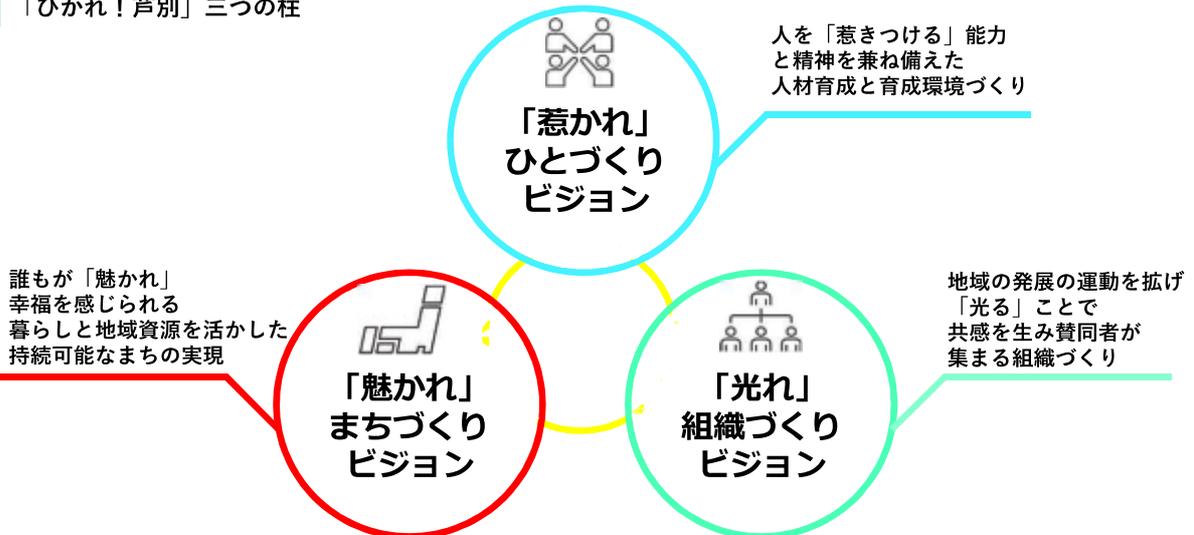
# 創立70周年 中期ビジョン

## 2023-2027中期ビジョン

2023年度創立70周年を迎え、2018年に策定した  
中期ビジョンが終期を迎えております。  
我々がリーダーが変わるたびにまちとの方向性が  
ぶれることなく芦別市と同じ方向を向き運動を展開  
するべく地域と共に芦別のビジョンを策定する必要があります。

# 「ひかれ！芦別」 ～みんなで創る故郷～

## 「ひかれ！芦別」三つの柱



---

「惹かれる」ひとづくりビジョン



- ・ 地域の課題を解決するため、主体的、能動的に活躍できる
  - ・ まちの持続的発展に向け、多様な個性を尊重し認め合える
  - ・ 成長と発展の機会を提供し持続的に地域を牽引するリーダーを育む
- 

---

「魅かれ」まちづくりビジョン



- ・ 芦別の歴史文化に触れ知ることから、地域への関心と興味が溢れる子供たち
  - ・ 様々な地域資源を市民と共に時代に合わせたアイデアで発信していく
  - ・ 地域間交流から地元アイデンティティを育み自立的な他地域との交流ができる
-

---

## 「光れ」組織づくりビジョン



- ・地域の課題解決に対し、使命感を持つ人材が結集し生き生きと活躍できる
  - ・官、民の連携を強固にし地域での架け橋となり共創を生み出していく
  - ・持続可能な組織として地域の青年世代が共に仲間として活躍できる組織
- 

---

# みんなで創る故郷の未来

私たちの故郷は、多様性を尊重し、郷土愛の溢れる市民が主体的に活躍するその姿を通して子供たちも地元を誇りを持ち夢と希望を持ち住み暮らしています。まちで暮らす市民が互いに支え、生きがいを感じながら生活しさらに、皆が大好きな芦別を想い地域経済を支え、一丸となって地域課題解決にも積極的に取り組みながら、様々なしくみを創ることで地域経済が循環していきます。

私たちは多くの仲間とともに、地域のリーダーとして自己研鑽と切磋琢磨を繰り返し、自らを高めています。私たちの運動が市民の共感を生み、多くの賛同者が集まることで、一般社団法人芦別青年会議所は地域で信頼され必要とされ続けます。

---



家庭も育児もJCも全力宣言！

LOM

- パーソナルイベントの優先（NoJCデー）
- 委員会開催前のWeb打合せと会議時間の上限設定（スマート会議）
- 家庭に負担を与えない取組（子連れJayceeへの斟酌）

我々JCI芦別は、2020年度に育LOM宣言を行い、実行してきました。2023年度も持続的に取り組み、運動基盤である会議運営を時代に合わせて進化させ、上記の3点を遵守し、新たなJCIスタイルを確立致します。

# 服装規定 ドレスコード

公益社団法人日本青年会議所  
2022年度 総務グループ 総務委員会

## 背景と目的

### 背景

限られた時間の中で、より多くの運動を生み出していくには、形式的な意見を求めるのではなく、メンバー1人ひとりの個性が光る多様なアイデアを1つでも多く募ることが重要です。メンバーの会議に取り組む姿勢や意識の変革と、より闊達で開かれたディスカッションの場を創出することが必要です。

### 目的

限られた時間の中で、服装に縛りを設けるのではなく、参加しやすい服装（快適性に加えて、前向きに会議に参加ができる。本会内の環境にもいい影響を及ぼす）で、多くの運動をつくり、運動構築のヒントになるような、多くのアイデアを募ることを目的とします。

## 2022年度服装規定（ドレスコード）



会議	推奨服装規定
正副会頭ミーティング	スマートカジュアル、ビジネス
ラインミーティング	スマートカジュアル、ビジネス
常任理事会	スマートカジュアル、ビジネス
理事会	ビジネス
総会	ビジネス
財政、公益、コンプライアンス、広報審査会議	スマートカジュアル
委員会	議長委員長に一任
大会	推奨服装規定
式典	ビジネス（海外事業はフォーマル推奨）
フォーラム	スマートカジュアル
懇親会	スマートカジュアル（主催者判断）

※ビジネスについて、夏期間（5/1～9/30）は、クールビズ可

## フォーマルのスタイル例（男性版）



モーニングコート屋の正礼装



和装

## フォーマルのスタイル例（女性版）



アフタヌーンドレス  
昼の正礼装



イブニングドレス  
夜の正礼装



和装

## ビジネスのスタイル例（男性版）



- ・バッジ、ネームプレート着用
- ・スーツは華美でないもの
- ・シャツは柄、派手なものは避ける
- ・SDGsバッジの着用を推奨
- ・靴は華美でない色の革靴
- ・夏期間（5/1～9/30）はクールビズ可  
（革靴例）



## ビジネスのスタイル例（女性版）



- ・バッジ、ネームプレート着用
- ・スーツは華美でないもの
- ・シャツは柄、派手なものは避ける
- ・SDGsバッジの着用を推奨

## クールビズについて

- ・夏期間（5/1～9/30）に適用することとする。
- ・諸会議のうち、推奨服装規定が「スマートカジュアル」となっているものに関しては、8～9ページに示すスマートカジュアルのスタイル例に準ずる。
- ・諸会議のうち、推奨服装規定が「ビジネス」となっているものに関しては、6～7ページに示すビジネスのスタイル例をベースに、男性については、ノーネクタイ可、開襟は第一ボタンのみとする。
- ・諸会議において、開会時閉会時、また、会頭挨拶をはじめとする挨拶の場面においては、ジャケットを着用すること。

## スマートカジュアルのスタイル例（男性版）



- ・オーソドックスなジャケットスタイル
- ・シャツ、ジャケット、パンツに革靴
- ・ジャケット着用時Tシャツ可
- ・ジャケットを省く場合は襟付きのもの
- ・デニム不可
- ・スニーカー可（華美でないもの）



## スマートカジュアルのスタイル例（女性版）



- ・パンツスタイル
- ・スカートスタイル
- ・ワンピーススタイル
- ・デニム不可
- ・スニーカー、ミュール可  
（華美でないもの）



## スマートカジュアルNGスタイル（男性版）

- ・短パン
- ・デニム  
デニム地でないものでもダメージパンツはNG
- ・Tシャツのみ  
ジャケットを羽織っていればOK
- ・サンダル  
スニーカーは可

11

## スマートカジュアルNGスタイル（女性版）

- ・生足  
ストッキング着用を推奨、派手なものは避ける
- ・つま先の見える靴  
サンダル、ミュールなどつま先が見える靴はNG
- ・デニム  
デニム地でないものでもダメージパンツはNG
- ・Tシャツのみ  
ジャケットを羽織っていればOK
- ・肌の露出の多い服装  
丈の短いスカート、胸元が大きく開いたトップスはNG

12

公益社団法人日本青年会議所  
2026年度スローガン

# True Mind True Hope

幸せな未来へ

公益社団法人日本青年会議所  
北海道地区協議会2026年度スローガン

# Lead On

—その決断が、未来を創る。

公益社団法人日本青年会議所北海道地区  
西北海道ブロック協議会2026年度スローガン

# Step by Step

～確かな一歩を未来のために～

---

発行 令和8年 1月16日 (金)

一般社団法人 芦別青年会議所

理事長 高瀬 諒

住所 〒075-0001

北海道芦別市北1条西1丁目5番地Aカードビル3F

電話 (0124) 22-4531

FAX

E-mail [ashibetsujc@gmail.com](mailto:ashibetsujc@gmail.com)

編集・制作 総務担当 秋場 大樹

協力 まちづくり委員会一同

---